



共有私道における排水設備の円滑な設置等の促進に関する事例勉強会(とりまとめ概要)

- 共有私道への排水設備の設置や自治体による設置支援の際の、①私道共有者の同意手続、②本人確認手続等について、考え方・事例を整理し、自治体の制度・運用見直しを後押し。
- 市街地の実態を踏まえ下水道への接続を促し、使用料の確保による経営健全化、公衆衛生の向上を図るとともに、土地取引の円滑化に資することも期待。

【現状・課題】

- ・ 下水道事業は一般に市街地で実施。一方、市街地における住宅開発等は、一般にデベロッパーが土地を複数敷地に分割し共有私道を整備し、売却。(その際、所有者間で管理方法等についての明示的な取決めがない場合が多数。)年月を経て敷地・私道の所有者不明土地が増加。
- ・ 下水道の供用開始時や排水設備の更新時に、共有私道への排水管の敷設について全員同意が得にくく、下水道への接続義務が履行されにくい状況が増加。
- ・ 共有私道への排水設備の円滑な設置等は、経営健全化、公衆衛生の向上等の面から下水道が整備される地域共通の課題。

(共有私道における排水設備の円滑な設置等の促進に関する事例勉強会)

- ・ 法令上の整理、自治体の運用実態を踏まえた参考となる状況把握や課題整理。
- ・ R3.11以降、3回開催。実態調査の結果や今後の方針等をとりまとめ(R4.3)



(委員)

座長 秋山 靖浩(早稲田大学大学院法務研究科教授)

小田 智典(弁護士)

小塚 亮一(横浜市環境創造局下水道管路部管路保全課長)

田淵 康弘(岡山市下水道河川局下水道経営部下水道営業課長)

松原 文雄(弁護士)

オブザーバー

(公社)日本下水道協会企画調査部経営調査課

国土交通省不動産・建設経済局土地政策課

法務省民事局参事官室

事務局

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課

令和4年3月現在(五十音順、敬称略)

同意を求める私道共有者の範囲

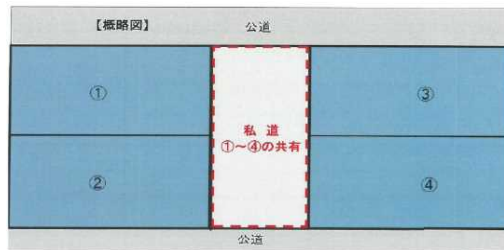
- 民法の共有に関する規定や下水道法第10条、11条の規定は、共有私道における排水設備設置等について、共同所有型、相互持合型のいずれも、**全員同意を求める趣旨ではない。**
- 共同所有型は「**持分価格の過半数**」、相互持合型は「**所在等不明共有者を除外**」等を基準に、所有者の同意のあり方を検討。

【自治体の制度・運用見直しの方向性】

<排水設備設置>

① 共同所有型私道

- ・ 私道全体を複数の者が所有する形態。
➡ 民法の共有(共同所有)の規定が適用。



<共同所有型私道のイメージ> (出典)「共有私道ガイドライン」

- ・ 実態上の配慮として、共有者に事実を知らせ、同意を得ることは望ましいものの、**民法の規定を参考に「共有者の持分価格の過半数」等を基準**に、同意を求める者の範囲を見直し。

※「単独」すなわち同意不要の場合もある。

<自治体による設置支援>

- ・ 支援の目的(排水設備設置等の促進)や、支援の効果(使用料収入の増加等)を踏まえ、**上記考え方を参考に**見直し。

<同意書添付の根拠>

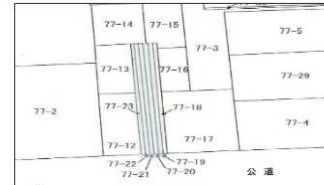
- ・ 手続内容の明確化の観点から、**様式等の書類に明記**するよう見直し。

② 相互持合型私道

- ・ 隣接宅地の所有者が私道の各筆をそれぞれ所有し、相互に利用させ合う形態。排水設備設置等について「**他人の土地**」を使用。

➡ 下水道法第11条の排水に関する受忍義務が適用。

① 私道敷を縦に切り分ける場合



<相互持合型私道のイメージ>

② 私道敷を横に切り分ける場合



(出典)「共有私道ガイドライン」

- ・ 法令上は、同意を得ずに設備設置等が可能。
しかし、土地の占有者への事前告知制度や、住民間トラブル回避のための全員同意といった実態上の配慮を踏まえ、**「所在等不明共有者を除外」等を基準**に、同意を求める者の範囲を見直し。

本人確認手続

- 各行政手続において押印を求める趣旨の合理性を判断すべき。

※ 地方公共団体における押印見直しマニュアル(令和2年内閣府)

- 認印は廃止、実印は不要に見直し。

【自治体の制度・運用見直しの方向性】

＜本人確認手続としての押印＞

① 認印を求めている自治体

※ 本人確認の趣旨に対する効力が乏しい(押印見直しマニュアル)

- ・ 手続見直し団体の例により「**認印廃止**」、「**自署又は記名押印の選択制**」等に見直し。

② 実印を求めている自治体

※ 印鑑登録証明書による印鑑照合を行わない実印による押印の効果は限定的(押印見直しマニュアル)

排水設備設置

- ・ 土地所有者等の責により書類提出するという制度趣旨に鑑み、**実印不要**に見直し。

自治体による設置支援

- ・ 自治体と土地所有者との関係によるものの、実印を求めずとも多くの自治体で制度は成立。行政手続の合理性等に鑑み、**実印不要**に見直し。

＜本人確認手続を求める根拠＞

- ・ 手続内容の明確化の観点から、**様式等の書類に明記**するよう見直し。